

ご旅行条件書 (抜粋)

お申込みの際には、詳しい国内募集企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認のうえお申し込みください。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、公益社団法人 青森県観光連盟 (以下「当連盟」という) が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当連盟と企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、最終日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」によりします。

2. 旅行の申し込み

(1) 申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部として取り扱います。

(2) 当連盟は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当連盟が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。

旅行代金	3万円未満	3万円以上6万円未満	6万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上
申込金	6,000円~旅行代金まで	12,000円~旅行代金まで	20,000円~旅行代金まで	30,000円~旅行代金まで	代金20%~旅行代金まで

(3) 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。) 15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。

(4) お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮・措置が必要になる可能性があります。詳細は「国内募集型企画旅行条件書」の「3申込条件」を確認のうえ、特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出ください。

3. 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

(1) 募集型企画旅行契約は、当連盟が契約の締結を承諾し、前項の申込金を受領した時に成立するものとします。

(2) 通信契約は前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送したときに成立するものとします。ただし、契約締結を承諾する旨をe-mail等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客さまに到着したときに成立するものとします。

(3) 当連盟は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当連盟の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)をお客さまにお渡しします。

(4) お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当連盟はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客さまが「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウェイティング登録」といいます。) その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けれます。当連盟は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当連盟がその予約可能通知の前にお客さまから「ウェイティング登録」の解除の申し出があった場合、又はお待ち頂ける期限までに結果として予約が不可能な場合は当連盟は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

4. 通信契約

当連盟又は当連盟の募集型企画旅行を当連盟を代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への「会員」の署名なくして旅行代金等のお支払を受けることを条件に「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による」申し込みを受け付ける場合があります。(受託旅行業者により当該取り扱いは出来ない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は通信契約には該当せず、通常の旅行契約となります。)

5. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の15日前までにお支払いください。旅行開始日前日から起算してさかのぼって15日に当たる日以降にお申込みの場合は、当社が定める期日までにお支払いいただけます。

旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代及び消費税等諸税。
- 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗経費、団体行動に必要な心付けを含みます。上記の諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しいたします。(行程に含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

6. お客さまからの旅行契約の解除
お客さまはいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただくことで旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払戻しいたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けれます。(なお、表でいう取消日とはお客さまが当連盟及び旅行業法で規定された「委託営業所」(以下当連盟)といふ)のそれぞれの営業日、営業時間内に取消する旨をお申し出いただいた時を基準とします。)

契約解除の日	取消料(おひとり様)
旅行開始日の前日	①6日目にあたる日以降の解除 ②5日目にあたる日以降の解除 ③4日目にあたる日以降の解除 ④3日目にあたる日以降の解除 ⑤2日目にあたる日以降の解除 ⑥1日目にあたる日以降の解除
取消料	無料 取消人員14名以下の場合 無料 取消人員15名以上の場合 旅行代金の20% 旅行代金の20% 旅行代金の50% 旅行代金の100% 無連絡不参加

7. 基準期日

この旅行条件は、平成31年1月1日現在を基準としてします。また、旅行代金は、平成31年1月1日現在の有効な運賃・規則を基準としてします。

個人情報の取扱について

公益社団法人 青森県観光連盟および受託旅行会社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様の連絡や、運送・宿泊機関・食事施設等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関に提供いたします。

旅行企画・実施

公益社団法人 青森県観光連盟

青森県知事登録旅行業第2-157号
〒030-0803 青森市安方一丁目1番40号

●お申込み・お問い合わせは

公益社団法人 青森県観光連盟

青森県知事登録旅行業第2-157号
〒030-0803 青森市安方一丁目1番40号
青森県観光物産館(アスパム)2F
グローバルラウンジ

☎017-734-2500

FAX: 017-734-2501

営業時間 9:00~17:00

(12/31・1月第4週月~水休業)

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、旅行業務取扱管理者にご質問ください。

総合旅行業務取扱管理者: 松倉 理華

「この事業は平成30年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金を活用しています。」